

一般財団法人腸内フローラ移植臨床研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人腸内フローラ移植臨床研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、腸内フローラ移植・糞便微生物移植の研究開発及び臨床応用を進めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床医による腸内フローラ移植・糞便微生物移植による臨床応用及び医療情報の共有
- (2) 腸内フローラ移植・糞便微生物移植に関する講演・出版・広報活動及び資格認定制度企画運営
- (3) 菌液の精度、移植方法を高めるための研究開発
- (4) ボランティアドナーバンクの支援
- (5) 難病支援事業
- (6) 腸内フローラ解析による研究開発と健康支援事業
- (7) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 大阪市生野区西一丁目1番18-513号

設立者 田中 善

拠出財産及びその価額 現金 50万円

住 所 長野県茅野市湖東3834番地1

設立者 麻植 ホルム正之

拠出財産及びその価額 現金 50万円

住 所 鳥取県鳥取市美萩野二丁目401番地8

設立者 萬 憲彰

拠出財産及びその価額 現金 50万円

住 所 兵庫県西宮市鷲林寺南町17番23号

設立者 城谷 昌彦

拠出財産及びその価額 現金 50万円

住 所 大阪市住之江区御崎一丁目2番9号

設立者 清水 真

拠出財産及びその価額 現金 50万円

住 所 大阪府大東市御領一丁目4番13号

設立者 田中 三紀子

拠出財産及びその価額 現金 50万円

(基本財産)

第6条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第9条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として、または増員により選任された評議員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第13条 各評議員には、各年度の総額が300万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員には、費用の支払いをすることができる。

3 報酬及び費用の支払いについては、別途定める報酬等の基準に従って算出した額を支給する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の額

(4) 計算書類等の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。



(決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部の譲渡
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 評議員に対する報酬等の基準
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。



第4章 役員及び理事会

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として、または増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第22条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(構成及び権限)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成し、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第28条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。



2. 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第32条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

第6章 附則

(設立時評議員)

第33条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 田中善 清水真 田中三紀子 坂本真由美

(設立時役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 麻植ホルム正之 萬憲彰 城谷昌彦
設立時代表理事 麻植ホルム正之
設立時監事 塚本悟郎



(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記定款は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和元年6月30日

大阪市淀川区西中島四丁目2番26号天神第一ビル310号
一般財団法人腸内フローラ移植臨床研究会
代表理事 田中 善

